

# 登別市新庁舎建設に係る情報提供依頼実施要領

令和5年7月13日

【担当：総務部DX推進室・本庁舎整備推進室】

## 1 目的

- 本市では、令和8年度の市役所本庁舎竣工をきっかけに、さまざまな取り組みの検討を進めています。  
令和3年度には、「新庁舎建設に係るICT利活用に関するサウンディング（対話）型市場調査」と題し、皆さまから多くのアイデアをいただき、検討の素材とさせていただくことで、昨年度、新たな本庁舎の基本設計がまとまりました。
- 基本設計では、「登別市本庁舎建設基本計画」で定めた基本コンセプトを引き継ぎ、
  1. 海と山を感じる公園と一体となった庁舎
  2. 市民の新しい居場所となる庁舎
  3. 将来を見据えた機能的で使いやすい庁舎
  4. 快適で健康的な執務環境
  5. 登別の気候風土にふさわしい庁舎
  6. 防災機能に優れた安全安心な庁舎を基本方針に、市民の安全安心を守り、市民が集い、協働のための庁舎を目指します。
- 地方自治体の多くは、人口減少・少子高齢化が加速し、生産年齢人口の減少が顕著になるなど、税収が頭打ちとなり可能性が強く、今後においても行政サービスを維持し、提供し続けるためには、さらなるコストの削減や事務の効率化が求められています。その一方で、住民のニーズはますます多様化、高度化し、市民を支える自治体の業務は、さらにきめ細かく増加しているのが現状です。
- こうした中、本市ではICTを積極的に活用し、デジタル化に対応した市民サービスの抜本的な改革に取り組むとともに、働き方改革も含めた行政運営の効率化に努めるため、「登別市DX推進計画」を定め、電子決裁システムの導入やPCのモバイル化に取り組むほか、デジタルファーストを表明し、デジタル人材の育成を強化するなどDXマインドの醸成に努めています。
- 本庁舎建設について、「登別市本庁舎建設基本設計 基本設計説明書」及び「新庁舎における執務環境案」を公表するなど、新しい本庁舎の形がある程度見えてきたこの段階で、改めて多くの事業者からのアイデアを頂戴したいと考え、情報提供を依頼させていただきます。
- 本依頼は、新庁舎の建設と併せ、「行政運営の効率化」を進めるとともに「さらなる市民サービスの向上」に向け、優れたノウハウや人脈を持つ事業者の皆さまから情報提供いただくことで、さまざまなソリューションの活用による業務プロセスの見直しやさらなるICTの利活用、ファシリティの有効活用など広くお聴きし、今後の導入に向けた検討に活用することを目的として実施するものです。

## 2 位置づけ

- 今回の取り組みは、公式の場として設けた、事業者からの営業活動の機会として位置づけています。  
内容に関し、他事業者との優劣を決めるものではなく、また事業化に際してインセンティブを設けるものではありません。  
いただいた情報をもとに、今後の事業化に向けた検討を行うこととなる、本取り組みの趣旨をご理解いただき、ご参加いただければと考えます。

### 3 対象用地・施設の概要

|   |   |       |   |      |   |
|---|---|-------|---|------|---|
| 施設名称  |   |       |   |      |   |
| 新市役所本庁舎（庁舎建設スケジュール）<br>・令和4年度：基本設計（R5.3公表済）<br>掲載URL： <a href="https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2023032900061/">https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2023032900061/</a><br>新庁舎における執務環境案（R5.6公表済）<br>掲載URL： <a href="https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2023051900035/">https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2023051900035/</a><br>・令和5年度：実施設計<br>・令和6年度～令和7年度：建設工事<br>・令和8年度：供用開始 |   |       |   |      |   |
| 所在地（建設予定地）  |   |       |   |      |   |
| 登別市千歳町3丁目1番地5   |   |       |   |      |   |
| 土地面積  |   |       |   |      |   |
| 28,587.27㎡  |   |       |   |      |   |
| 土砂災害警戒区域等   |   |       |   |      |   |
| なし  |   |       |   |      |   |
| 供給処理施設の引き込みの可否（現況）  |   |       |   |      |   |
| 上水道   | 有 | 公共下水道 | 有 | 都市ガス | 無 |
| 最寄りの公共交通機関  |   |       |   |      |   |
| 道南バス（労働福祉センター前）、JR（幌別駅）   |   |       |   |      |   |
| 位置図   |   |       |   |      |   |
|   |   |       |   |      |   |

## 4 本市の現状

### (1) 概要

本市の基幹システムは、圏域の3市2町で共同運営される西いぶり広域連合を中心とした自治体クラウドを構築しています。

また、平成13年度に地域イントラネット構築事業により敷設した自営光ファイバー網を幹線に、行政、学校、市民開放の大きく3つのネットワークを構成しています。

### (2) 庁内ネットワーク

#### ①ネットワーク分離

行政職員が利用するネットワークは、国の三層分離に関するガイドラインに準拠させるため、個人番号利用事務、L GWAN、インターネットの3系統に分離し運用しています。

- ・個人番号利用事務 …… デスクトップパソコンを有線LANで接続
- ・L GWAN …… ノートパソコンを原則に無線LAN (WPA2-Enterprise) で接続
- ・インターネット …… RDSによる利用、各フロアに数台Fat 端末を設置し、添付ファイル等は暗号化USBメモリを利用し交換

#### ②WAN

本庁舎の他、30カ所の拠点に光ファイバー網をループ型で構築し、1Gの帯域で接続しています。

大きく行政系、学校系、市民開放系、管理系の4つのVLANを構築し、ネットワーク分割を行っています。

### (3) 仮想基盤及び物理サーバ等

#### ①仮想基盤

現在、市が設置している仮想基盤環境は、アクティブディレクトリや端末管理ソフトなど、運用管理用が主な用途です。

このほか、西いぶり広域連合のサービスとして基幹システム、障がい者福祉システム、健康管理システム、生活保護システムなどがあります。

#### ②物理サーバ

市のサーバ室には、文書管理システム、庶務事務システム、生体認証サーバなどを設置しています。

#### ③ファイルサーバ

アクティブディレクトリと同様に、仮想環境基盤で管理しています。

また、各グループ等で利用しているネットワーク対応型外付けハードディスクは一部をのぞきサーバ室に設置しています。

### (4) 端末及びプリンター等

現在使用している端末及びプリンター等は次のとおりです。

#### ①パソコン

|        | 個人番号<br>利用事務系 | L GWAN<br>系 | インターネット<br>系                | 教育系  | その他  | 計     |
|--------|---------------|-------------|-----------------------------|------|------|-------|
| Fat 端末 | 140 台         | 555 台       | 85 台<br>(RDS:600 ライ<br>センス) | 18 台 | 84 台 | 882 台 |

#### ②プリンター

|       | ネットワーク接続 | ネットワーク未接続 | 計     |
|-------|----------|-----------|-------|
| プリンター | 134 台    | 17 台      | 151 台 |

(5) ソフトウェア類

① ウイルス対策ソフトウェア

Kaspersky Endpoint Security for Windows

② クライアント運用管理ソフトウェア

Skysea Client View

③ ドメインコントローラー

Windows Active Directory (Windows Server 2016)

④ WSUS

Windows Server Update Services

⑤ オフィスソフトウェア

Just Office 4

⑥ 二要素認証

SMARTACCESS

⑦ 広域連携外システム

LoGo チャット、Jitsi Meet (庁内 Web 会議システム) など

(6) 管理及び運用の手法

① ネットワーク

市内の光ファイバー網に関しては、1社に保守契約を締結しています。

業務範囲は、市内の伝送施設設備の定期点検を行い、支障移転が発生した場合には移架作業を実施します。

機器との接続点を責任分界点にして、庁内のネットワーク機器及び運用支援として1社と保守契約を行っています。

業務範囲は、各施設に設置しているネットワーク機器の設定情報を管理し、変更が発生した場合については設定情報の更新を行います。

また、障害発生時は、障害発生の原因特定を行うとともに、調査を実施し、対応方法について報告を行います。

② 仮想基盤

文書管理システム、庶務事務システムなどを自庁で設置した仮想基盤で運用しており、1社と保守契約を締結しています。

業務範囲は機能改善等によるリビジョンアップやプログラムバグ、セキュリティ修正プログラムの適用のほか、対象システムの利用に係る質問対応をしています。

その他ハードウェア保守についてはメーカー無償保証期間中も含め訪問保守を実施することとしています。

また、仮想基盤は自庁設置ながら、職員自らが仮想基盤を活用したデプロイは行えません。

③ 端末及びプリンター

端末、プリンターともに保守契約は締結しておらずスポット対応としています。

端末の障がいは職員が切り分けを行い、簡易的な修理対応をしています。

プリンターの修理は概算の見積もりを聴取し、概ねカウンターが50万ページを超え、多額の修繕費用が発生すると知り得たタイミングで機器の更新を行っています。

※ここで表記している1社は同一事業者である場合もあります。

## 5 スケジュール（予定）

情報提供依頼のスケジュールは次のとおりです。

| 内 容     | 日 程                                |
|---------|------------------------------------|
| 実施要領の公表 | 令和5年 7月13日（木）                      |
| 情報提供の募集 | 令和5年 7月13日（木）から<br>令和5年 8月18日（金）まで |
| 情報提供の実施 | 令和5年 8月 1日（火）から<br>令和5年 8月31日（木）まで |

## 6 情報提供依頼の内容

### （1）情報提供事業者の対象

ソリューション提供の実施主体となる意向を有する法人を対象とします。

ただし、次の①から⑤のいずれかに該当する場合を除きます。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②参加を申し込んだ日から情報提供の日までの期間、国及び地方自治体から指名停止措置を受けている者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ④暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、または暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同条第2号に規定する暴力団、または暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。））に該当する者
- ⑤市税等を滞納している者

### （2）情報提供の項目

別添の「登別市新庁舎建設に向けた情報提供依頼の実施について」を参照してください。

※上記については、検討の一例を示したものですので、すべての分野を網羅する必要はありません。また、記載の無い内容でも、本市にとって導入が効果的とご判断いただいた内容であれば対象となります。幅広い情報提供をお願いします。

#### ②事業効果の一例

##### ○人材の確保

人口減少の進展により生産年齢人口は減少し、将来においては新規採用が困難となり職員不足に陥ることが想定されます。

将来にわたって持続可能な行政運営の実現のため、優秀な人材の確保が期待されます。

##### ○コストの削減

将来にわたり安定した歳入の確保は難しいものと考えられますので、ICT活用による経費の削減が期待されます。

##### ○業務品質の向上

将来においては少ない職員数であっても、現在と同様の水準で行政サービスを継続することが求められます。ICTの利活用により業務水準の精度を維持向上させることが期待されます。

##### ○新たな働き方の実現

ルーチン業務の省力化などにより長時間労働の是正を図るとともに、ICTを活用することで、モバイルワークやテレワークなど勤務場所に制限されない働き方が可能となり、働きやすい職場に近づくことが期待されます。

##### ○住民サービスの向上

窓口サービスの改善により直接的な住民サービスの向上に加え、上記に記載したさまざまな効果が、意思決定の迅速化や職員の意識改革につながり住民サービスの

向上に大きく寄与することが期待されます。

## 7 情報提供に係る手続き

### (1) 情報提供の募集

情報提供に参加を希望する場合は、Webフォームより申込み願います。

本市ではペーパーレスを推進しています。情報提供の提出にあたっては、Webフォームより提出願います。

Webフォームには、1ファイル10MB（全体で100MB）以内での提出をお願いします。

また、既存のパンフレット等による紙媒体での情報提供も可能です。

※情報提供に要する時間は、1情報提供事業者あたり質疑応答を含め最大2時間（質疑応答の時間は15分程度を想定しております）までとさせていただきます。

|   |   |
|---|---|
| <p>①情報提供依頼に係る情報の募集期間<br/>令和5年 7月13日（木）から令和5年 8月18日（金）まで</p> <p>②申込先<br/>総務部DX推進室・本庁舎整備推進室<br/>Webフォーム URL：<a href="https://logoform.jp/f/8245N">https://logoform.jp/f/8245N</a></p> |  |
|---|---|

### (2) 情報提供の日時及び場所の連絡

参加申込をいただいた情報提供事業者の連絡担当者宛に、日程調整等をご連絡させていただきます。

### (3) 情報提供の実施

|   |
|---|
| <p>①実施期間<br/>令和5年 8月 1日（火）から令和5年 8月31日（木）までの期間で最大2時間程度</p> <p>②1団体あたりの所要時間<br/>質疑応答を含め2時間以内</p> <p>※情報提供の優劣を判断するものではありませんので、所要時間のすべてを活用する必要はありません。情報提供の内容により時間配分を検討してください。なお、事前に想定する情報提供時間をお知らせください。</p> <p>③場所<br/>登別市役所本庁舎 2階 第2委員会室など※オンラインによる参加も可能です。</p> <p>④対話予定者<br/>DX推進室 …DX推進室長、DX推進グループ総括主幹<br/>本庁舎整備推進室…本庁舎整備推進室長、本庁舎整備推進グループ総括主幹<br/>を中心に、情報提供内容に応じ対応いたします。</p> <p>⑤その他<br/>情報提供事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。</p> |
|---|

### (5) 情報提供の公表

今回の取り組みは、文面での概要公表はいたしません。

情報提供に対する本市の所感については、個別にお尋ねください。

## 8 留意事項

### (1) 参加情報提供事業者の取り扱い

参加実績は今後の事業化における評価の対象とする予定はありません

また、いただいた情報提供の優劣を判断するものではありません。

(2) 費用負担

参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話のお願い

情報提供終了後も、必要に応じてご確認させていただくことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

9 問い合わせ先

本件に関し、質問等がある場合は次の連絡先までお問い合わせください。

担当グループ：登別市総務部DX推進室DX推進グループ

担当者：有馬・小森

連絡先：Tel：0143-85-5109

E-mail：keiei@city.noboribetsu.lg.jp